

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)

(厚生労働省)

事業名	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金		担当部局庁	社会・援護局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	昭和36年度		担当課室	福祉基盤課		定塚 由美子	
会計区分	一般会計		施策名	IV-9-1 福祉サービスを支える人材育成、利用者保護等の基盤整備を図る			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・社会福祉施設職員等退職手当共済法第18条 ・独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第9号		関係する計画、通知等	・独立行政法人福祉医療機構中期計画(H20. 2. 29) ・社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金交付要綱			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	社会福祉施設等を経営する社会福祉法人の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を通じて、人材の確保を図り、福祉サービスの安定的な供給に資することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	社会福祉施設に従事する職員が退職した場合に、その職員に対して退職手当金を支給する制度。社会福祉施設等の経営者が負担する掛金と国及び都道府県の補助金(それぞれ3分の1の負担)を財源として、退職した職員の共済期間等を勘案した退職手当金を支給するもの。 また、第3次補正予算においては、被災地において全壊・水没等の被害により事業の継続が困難になるなどの要因により、社会福祉施設職員の退職者が増加したことに伴い措置されたものである。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	21,312	—	—	1,479	22,792		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	( )年度			
本事業は社会福祉施設等職員が退職した際に、当該職員の在職期間等に応じた退職手当を適切に支給するものであるため、定量的な成果指標を示すのが困難。							
単位当たりコスト	(23年度当初予算:360千円/人) 503千円/人		算出根拠	1,479百万円/2,943人			
事業所管部局による点検							
項目			内容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。			「東日本大震災からの復興の基本方針」の5 復興施策(2) 地域における暮らしの再生に基づくものであり、整合性がとられている。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			東日本大震災の発生により退職を余儀なくされた社会福祉施設等職員に対し、社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年6月19日法律第155号)に基づき、適切に退職手当金を給付するために必要不可欠な事業である。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を通じて、人材の確保を図り、福祉サービスの安定的な供給に資する。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			東日本大震災の発生により退職を余儀なくされた社会福祉施設等職員に対し、社会福祉施設職員等退職手当共済法で定める退職手当金を給付するために必要な予算を計上するものであり、費用対効果や効率性の検証をすることは困難である。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			社会福祉施設職員等退職手当共済法第15条、第18条及び第19条において明記されている。(社会福祉施設等の経営者と国及び都道府県がそれぞれ3分の1負担)				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			退職手当金の給付については社会福祉施設職員等退職手当共済法に定められており、直近の退職者数の動向等を踏まえ必要な経費を毎年予算計上し、事業を実施している。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			独立行政法人福祉医療機構中期計画(H20. 2. 29)に基づき、提出書類の電子届出化や簡素化、平均事務処理期間の短縮を図っているところであり、事業の迅速な執行が可能である。				

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 ××円/ )」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。